

**第4回 伊勢市バリアフリーマスタープラン  
策定協議会  
議事録**

**令和2年7月21日**

## 第4回 伊勢市バリアフリーマスタープラン策定協議会

日 時 令和2年7月21日（火）午後1時30分から

場 所 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢（伊勢市観光文化会館）大会議室

委員出席者  
（敬称略）

笠原 正嗣  
安倍 伊折  
高山 勲  
高松 靖司  
三村 和也  
外谷 照孝  
中森 忠司  
勢力 潤  
前島 賢  
前田 定夫  
河之口 学  
野口 あゆみ  
西村 純一  
中村 哲也  
小野田 勝巖  
吉岡 篤  
大井戸 清人（代理：濱口 基久）  
須崎 充博（代理：東端 伸治）  
荒木 一彦  
植村 法文

傍 聴 者 0名

事 務 局

都市計画課長	中村 哲也
都市計画課計画係長	大西 正峰
担当	大野 明子
	阿部 進

司 会 進 行 事務局（都市計画課長）

**【次第】**

- 移動等円滑化促進地区及び移動等円滑化促進に関する事項の設定
- 行為の届出等に関する事項（素案）
- バリアフリーに関する取り組みのヒアリング及び今後のスケジュールについて

（詳細は別紙のとおり）

## 【内容】

### ○移動円滑化促進地区及び移動円滑化促進に関する事項の設定

#### 説明

#### ◆事務局

バリアフリーマスタープランの概要について、改めてご説明させていただく。バリアフリーマスタープランとは、市内で特にバリアフリー化を進めていく地区を「移動等円滑化促進地区」として定め、促進地区における面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すことで、広くバリアフリーについての考え方を共有することを目的としている。具体的なバリアフリー化事業を進めるにあたっては、「バリアフリー基本構想」という別の計画を作成することとなっており、伊勢市においては、バリアフリー法の改正によりバリアフリーマスタープランの制度ができる以前の平成 29 年 2 月に、伊勢市交通バリアフリー基本構想を策定し、五十鈴川駅周辺地区を重点整備地区に指定して、五十鈴川駅のバリアフリー化事業をはじめとする各種バリアフリー事業を、各施設管理者により進めていただいているという状況である。

## 【1】本市の移動等円滑化促進地区等について

### 1. 移動等円滑化促進地区の概要と本市における考え方

第 3 回策定協議会で検討した本市のバリアフリーマスタープランの理念と目標を踏まえ、本市の移動等円滑化促進地区の考え方をまとめている。

法律で定められている促進地区は 3 つの要件がある。

【1】生活関連施設という高齢者や障がい者等が日常生活または社会生活において利用する施設があり、かつそれらの間の移動が通常徒歩で行われる地区であること

【2】生活関連施設と施設の間を繋ぐルートである生活関連経路について、バリアフリー化の促進が特に必要な地区であること

【3】バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区であるということ

これらの 3 つの要件から、促進地区はバリアフリー化を進める必要が高く、かつ効果が高い地区を市内から抽出し定めるということになる。

本市のバリアフリーマスタープランの理念と目標は、昨年度に開催した第 3 回協議会にて協議いただき、設定した内容である。基本理念は「市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり」とし、基本方針としては次の 3 つを掲げている。「快適に移動できる連続したバリアフリー空間の整備」、「利用者の安心を考えた継続的なバリアフリー化の推進」、「共助まちづくりに向けた、分かりやすい情報の充実と住民意識の醸成」である。

これら法律で定める促進地区の要件とこれまでに協議いただいた理念と目標を受けて、伊勢市の促進地区に関する考え方として、次の 3 点にまとめた。

1 点目は、高齢者や障がい者などが日常生活を送る上で利用する生活関連施設だけでなく、来訪者が観光で訪れた際に利用する生活関連施設を含み、それらの施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲を促進地区とすること。

2点目は、交通結節拠点となりうる鉄道駅のうち、本市の玄関口である伊勢市駅や宇治山田駅とその周辺及び観光資源の豊富な二見浦地区に位置する二見浦駅とその周辺において、バリアフリー化が特に必要であると認められる範囲を促進地区とすること。

3点目は、これらの地区において、通常徒歩で移動するエリアを基本として、駅周辺における生活関連経路上の生活関連施設の集積状況や関連計画との整合を図り、促進地区を設定することである

## 2. 本市における生活関連施設と生活関連経路の考え方

促進地区内において、どのような施設を高齢者や障がい者などが多数利用するか、施設間の経路をどのように設定するかということについてまとめている。平成29年に策定した伊勢市交通バリアフリー基本構想の考え方や昨年度実施した住民アンケート及び事業者・関係団体ヒアリングの結果を踏まえて設定する。

国のガイドラインでは生活関連施設の考え方として、常に多数の人が利用する施設を選定するという、その中でも高齢者、障がい者等の利用が多い施設を優先して選定することとされている。そして生活関連経路はより多くの人が利用する経路を選定するという、生活関連施設相互のネットワークが確保されるよう配慮するという、隣接自治体と連続性のある設定が望ましいこととされている。

このガイドラインの考え方を基に本計画では、資料に記載しているような施設及び経路を生活関連施設や生活関連経路として設定したいと考えている。なお、これは基本となる考え方であり、具体的には各施設や地区の状況に応じて設定していく方針である。

生活関連施設案として挙げているのは、官公庁、金融機関、用途面積が2,000平方メートル以上の大きな商業施設、子育て支援施設、教育文化施設、社会福祉施設、観光施設、特定路外駐車場、多くの市民や市外からの来訪者が利用する都市公園、1日の平均乗降客数が2,000人以上かつ特急電車が停車する鉄道駅である。

生活関連経路について伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区においては、駅や市役所を核とする多極的なネットワークにより、日常生活から観光まで、多様な交通動線に対応した生活関連経路を設定したいと考えている。また二見浦駅周辺地区については、駅から二見興玉神社入口に隣接する二見浦公園までの主要なルートと周辺の公共施設を、主要ルートから枝分かれしたルートでカバーする生活関連経路を設定したいと考えている。

## 3. 移動等円滑化促進地区の将来イメージ

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区は本市の中心市街地であり、官公庁や商業施設、社会福祉施設、旅客施設が多数立地している。来訪する観光客も多く、多様な交通動線、多様な移動目的が考えられることから、それぞれの拠点（施設）をバリアフリー化された経路で繋ぎ合わせた「多極型ネットワーク構造」によりバリアフリー化を促進していきたいと考えている。また、駅から離れた位置にはミタス伊勢や伊勢赤十字病院が立地しているが、駅からの移動手段としては、バスの利用が中心であると考えられることから、移動円滑化促進地区の範囲は、徒歩での移動が中心となる範囲を設定したいと考えている。

二見浦駅周辺地区は、伊勢市都市マスタープランにおいて、観光交流拠点かつ地域交流拠

点として位置付けており、本市の主要な観光資源である賓日館、夫婦岩等が立地している。さらには、二見浦駅から二見興玉神社にかけての道路は景観に配慮した整備が行われており、旅館街などもある。そこで、二見浦駅周辺地区では二見浦駅から賓日館及び二見興玉神社に隣接する二見浦公園までの経路を主軸とし、沿線の二見総合支所や老人福祉センター、二見体育館などを繋ぎ合わせた「支線型ネットワーク構造」により、バリアフリー化を促進していくこととしたいと考えている。

なお、五十鈴川駅については、平成 28 年度策定の伊勢市交通バリアフリー基本構想において重点整備地区として指定した範囲について、促進地区として位置付ける。このことは、昨年度開催した第 2 回協議会にて、審議していただいている。

#### **4. 伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における移動等円滑化促進地区（案）**

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における促進地区の範囲の考え方としては、まず国が一般的な徒歩圏を概ね 800 メートルと示していることから、伊勢市駅及び宇治山田駅を中心とした半径 800 メートルの円を地図上に描いている。そこに市が策定している立地適正化計画において、将来的にわたり様々な都市機能を集め、維持していく方針としているエリアである都市機能誘導区域の範囲を重ねている。徒歩圏 800 メートルの円と都市機能誘導区域の 2 つが重なる範囲で、官公庁やホテルなど、主要な生活関連施設を含む範囲として、促進地区の案を作成した。促進地区の案として北は伊勢シティホテルや伊勢市駅北口周辺から南は外宮前の道路まで、東は宇治山田駅及び近鉄線路から西は月夜見宮及び神路通りまでを範囲としたいと考えている。その範囲に含まれる官公庁、金融機関、商業施設、子育て支援施設、教育文化施設や観光施設、一部の駐車場を生活関連施設として設定し、施設と施設の間を複数の経路で結ぶように設定するという案になっている。なお、ミタス伊勢や赤十字病院、伊勢図書館や福祉健康センターなどについては、徒歩圏外であり、移動はバスが中心になると考えられることから、促進地区案には含んでいない。また、伊勢郵便局（本局）や明倫こども園については、徒歩圏内には位置しているが、都市機能誘導区域からは外れているので、こちらも促進地区案には含んでいない。生活関連施設の考え方として、郵便局や銀行の支店については、駅周辺に複数の施設が立地しているが、最も駅から近いもののみを生活関連施設に位置付けることを考えている。

#### **5. 二見浦駅周辺地区における移動等円滑化促進地区（案）**

二見浦駅周辺地区における促進地区の範囲としては、伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区と同様に、二見浦駅を中心に徒歩圏 800 メートルの円を地図上に描き、その範囲内の主な生活関連施設になりうる施設を含むような形で促進地区を設定したいと考えている。促進地区の案の範囲は二見浦駅から北は海岸までの範囲で、東は二見興玉神社入口まで、西は二見グラウンドや伊勢二見スポーツ公園までとしている。二見興玉神社入口は駅から 800 メートルの範囲外となっているが、二見地区の主要な観光施設であることから、駅から神社入口まで生活関連経路を設定する案としている。二見浦駅の南側については伊勢忍者キングダムがあり、直線距離としては 800 メートル範囲内に含まれているが、施設入口までの経路は駅から約 1.5 キロメートルあり、徒歩で移動する施設としては遠く、また駅の南側には、他の生

活関連施設になりうる施設がないことから、促進地区案は駅の北側だけに設定するものとして考えている。

## 6. 各地区における移動等円滑化の促進に向けた取り組み案

昨年度実施した関連事業者、高齢者、障がい者団体などへのヒアリング及び住民アンケート、まち歩き現地確認などの結果や、国のガイドラインや実際の利用者意見を踏まえた形で、各地区におけるバリアフリー化の促進に向けた取り組みの案を整理した。各項目の内容に関しては、関連法令や三重県ユニバーサルデザイン条例などに準じるものとしている。

ここでは、道路、建築物、駐車場、公共交通、案内、情報提供、その他心のバリアフリーに関する事などについて、それぞれバリアフリー化の推進に関して取り組むべき内容を挙げている。

今後、促進地区内で具体的な事業を実施する際には、五十鈴川駅周辺地区と同様にバリアフリー基本構想を策定する必要があるが、ここに示した取り組みの各項目について、事業者と具体的に調整できるものについて、事業として位置付け、バリアフリー化を促進していきたいと考えている。

### 意見・質問

#### (質) 委員

移動等円滑化促進地区を設定しているが、4ページの生活関連施設について、宇治山田駅周辺には明照児童館という福祉施設が、明倫保育園の近くにはステップワンという障がい者のグループホームがエリア内に入っている。

また、5ページの二見浦駅周辺地区では二見老人福祉センターの周辺に障がい者の就労継続支援施設 B 型の二見工房そみん、障がい者の生活介護施設の潮音、放課後児童クラブである未来クラブ及び社会福祉協議会の東部支所がエリア内に含まれている。また、市からの委託事業により東地域包括支援センターを運営しているため、社会福祉施設として入れていただきたい。

#### (答) 事務局

ご提案いただいた施設について詳細をご確認させていただいた上で、生活関連施設への指定は考えさせていただきたい。

2ページの右上の枠の中に社会福祉施設というものがあり、社会福祉施設については老人福祉センター、障がい者福祉センターなどの公共施設の設定を考えているため、もう一度ご相談させていただきながら決めたい。

生活関連施設の考え方として、高齢者、障がい者、子育て世代を対象に考えているため、放課後児童クラブについては小学生が対象となるので、対象に沿ったものではないと考えるため、生活関連施設という位置付けは難しい。

#### (質) 会長

2ページの公共施設というのは、市や県が関連する施設という形の解釈でよいか、それと

も公共性のあるものということか。

**(答) 事務局**

行政が管理している施設と考えている。社会福祉協議会が管理している部分については検討させていただきたい。基本的な考え方としては、不特定多数の方が利用される施設が前提になる。

**(質) 委員**

4 ページの商業施設について、延べ床面積が 2,000 平方メートル以下かもしれないが、スーパーマーケットは生活関連施設に含めないのか。以前実施した市民アンケートの結果からも重要になってくるのではないかと思う。伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区に住んでいる人は、歩いてスーパーマーケットに行く人が多いと思う。

それに対して二見浦周辺地区では、小売店的なところはあるが、スーパーマーケットはない。ここに住んでいる人はスーパーマーケットに行くために電車やバスを利用して移動しているということを頭に入れておいていただきたい。年配の方たちが買い物をしたときに歩いて行ける範囲にないということは、生活の中においては大きなバリアになってくる。そういう意味でもスーパーマーケットは入れておきたい。

**(答) 事務局**

2 ページに記載の通り、国が示しているバリアフリーの方針の中で 2,000 平方メートル以上の特定建築物のバリアフリーを進めていくという方針を打ち出していることから、2,000 平方メートルを基準として地区内の商業施設を整理させていただいた。伊勢市駅及び宇治山田駅周辺にスーパーマーケットはあるが、面積が 2,000 平方メートル以下となるため、この案には含まれていない。

**(意) 委員**

国の方針でそのように指定されていることは理解できたが、本会議においては、建物を整備してほしいということではなく、多くの方がスーパーマーケットを徒歩で利用していることを意識していただきたい。

**(答) 事務局**

2,000 平方メートルという一定の基準の中で考えさせていただいたが、この協議会の中でスーパーマーケットの位置付けが必要ということであれば、検討していく必要があると考える。しかし、生活関連施設に位置付けた場合に、次の基本構想以降の中でスーパーマーケットに対してバリアフリー化を求めていくかどうかということも考えていかなければいけない。小規模な店舗では施設そのもののバリアフリー化ができるかどうかというのも検討をしていく課題になると思う。

4 ページの記載を見ていただくとパールピアホテルやシティホテルを生活関連施設として位置付け、八間道路や駅の北口へ行く道路については生活関連経路として案を作成し、すで

にスーパーマーケットへの経路は生活関連経路として位置付けているため、スーパーマーケットの位置付けが必要か検討が必要である。

**(意) 委員**

4 ページの冒頭の文章ではエリア内には入っていない外宮のことも書いてあり、ここは観光の施設もあるが、生活圏の場所でもあるため、「スーパーマーケットもあり」というような文章を追加してみてもどうか。

**(意) 会長**

エリア内にはスーパーマーケットもあるということ意識していただくことが必要にはなるが、本案件については原案のままで行くこととしたい。

**(質) 委員**

2 ページの旅客施設のところは「1 日の平均乗降客数が 2,000 人以上、かつ特急電車が停車する鉄道駅」とあるが、「特急電車が停車する鉄道駅」まで入れなければならないのか。多数の人が利用する施設であれば、乗降客数だけでは問題があるのかどうか。

**(答) 事務局**

以前に策定した基本構想の表現に基づいている。第 2 回のときに駅を選定する条件として、都市マスタープランの位置付けも考慮して点数化して二見浦駅は選定している。二見浦駅は 2,000 人の乗降客数はない。「特急電車が停車する」という部分については、残すか、削除するかは検討させていただく。

**(意) 会長**

削除してしまうと二見浦駅が入らなくなってしまうのではないかと、表現の仕方を変えるなど、どのようにして表記するのか次回の協議会の際に提示していただきたい。

**(質) 委員**

2 ページに「隣接自治体との連続性を確保する」と書いてあるが、これはたたき台に基づいて作ったのか、それとも伊勢市でゼロから作り上げたものなのか。例えば、東京では 2,000 人というのは、山手線では全部超えるので「特急電車が停車する鉄道駅」とする必要があると思うが、この辺であれば「2,000 人以上が利用する駅」だけで絞ることはできると考える。基準の設定の仕方についてどういうプロセスでこうなったのか、教えていただきたい。

**(答) 事務局**

国が策定したバリアフリーに関するガイドラインでは、生活関連施設に該当する施設の例が挙げられている。平均乗降客数なども示されている。

「特急電車が停車する鉄道駅」というのは平成 28 年度に策定した伊勢市交通バリアフ

リー基本構想を策定するときには市の状況等を鑑みて、他の拠点や生活関連施設への伊勢市都市マスタープランでの拠点の指定状況や生活関連施設の駅周辺の集積状況といったものを考えて、「特急電車が停車する鉄道駅」が市の中でも重要であると考え、こういった一文をつけさせていただいた。

隣接自治体との連続性確保というのは国のガイドラインの文言であり、伊勢市としては特に該当しない。国としてはこういうことも考えることは必要ではないかと示されている。

**(質) 委員**

今回、伊勢市では隣接自治体との協議は特に意識していないということによいか。

**(答) 事務局**

隣接自治体との連続性というのは、「生活関連施設が隣接する自治体にある場合には」という前提になる。行政界に近いエリアで促進地区を定めた場合に、生活関連施設の対象になる施設が隣接自治体にある場合のことが書かれている。伊勢市の案は隣接自治体に近い場所ではないため、今回は対象にはならないと考えている。

**(質) 委員**

二見町の促進地区予定地は国立公園の指定エリアに含まれているのか。国立公園のエリアに含まれているのであれば、改修等を行う際に制限があると思うので、制限についての説明をどこかに記載する必要があると考えられる。

**(答) 事務局**

このエリアは名勝二見浦という名勝指定を受けている。促進地区の全域ではないが国立公園の特別地域等の指定がされている場所もあり、施設の改修の場合に制限を受ける可能性もある。制限等の説明については文言として追加することとしたい。

**(意) 会長**

文言で追加の表記を入れていただきたい。

本案件の移動等円滑化促進地区等については、文言の修正及び追加事項等は次回の協議会の際に最終案としてお示しいただくこととし承認する。

## 【内容】

### ○行為の届出等に関する事項（素案）

#### 説明

#### ◆事務局

### 【2】行為の届出等について

#### 1. 届出制度の概要

公共交通事業者または道路管理者は、旅客施設の建設または道路の新設等であって、バリアフリー化の促進に支障を及ぼす恐れがある場合は、市町村に事前に届けなければならないとバリアフリー法に規定されている。このため、マスタープランにおいて、旅客施設や道路のどの部分について届出をしなければならないかを明確に記載する必要がある。

なお、届出の対象となる旅客施設は、生活関連施設として位置付けたものに限られる。また、道路は、生活関連経路である道路法による道路に限定される。このことから本市の届出対象とする範囲は、鉄道駅と道路の境界を対象としたいと考えている。市内のバス停と道路などの境界部については、バリアフリー法の規定により、届出の対象外となっている。

届出制度の効果や目的であるが、促進地区の区域内で、旅客施設と道路の境目等において、バリアフリー化が連続して確保されていないために、結果として高齢者や障がい者の方等が利用できないといったことが生じる恐れがあるため、旅客施設と道路の境目等において改修などを行う場合に、事業者が事前に市に届出を行うことで、市が改修内容の事前確認や、必要に応じて改修内容の変更などを要請することができ、施設間の連携が期待できる。

参考として国のガイドラインに示されている届出制度の対象範囲のイメージ図を掲載している。届出対象箇所としては、駅施設内の改札付近や、駅と生活関連施設である道路の間、生活関連経路である駅前広場とバリアフリー化済みの生活関連経路との境目などが考えられる。

#### 2. 各駅における届出制度の対象範囲案

生活関連施設として位置付ける伊勢市駅、宇治山田駅、二見浦駅、五十鈴川駅の各駅の図面に、届出の対象範囲の案を示している。

伊勢市駅については、JR側の駅舎と駅前広場の境目部分と、近鉄側の駅舎と道路との境目の部分を、宇治山田駅については、現在は壁となっている部分も含めて駅舎と道路との境目の部分を届出対象範囲の案として示している。伊勢市駅や宇治山田駅と五十鈴川駅の3駅については、駅前広場は道路の一部であることから、駅舎と広場との境目を届出対象範囲としたいと考えており、一方で二見浦駅は、駅の北側にある広場はJR所有の土地で、道路ではない。届出の範囲は、駅と道路法上の道路との間である必要があるので、届出対象案としては、駅北側の道路と広場の境目となり、現在鳥居が建っている場所の周辺のみを届出対象範囲の案として示している。

#### 意見・質問

#### （質）委員

この届出行為は、斜線を引いたところで何らかの工事をするときに通れない人が出てくる

場合には届出をしないといけないという話だと思う。届けるだけなのか、それともそれを回避して通れる別ルートを作るといような指示や指導はないのか。

お互いが勝手に工事をすることによってバリアができてしまうことを避けるための届出ということか。

**(答) 事務局**

この届出は、今までは道路は道路で整備して、施設は施設で整備するという中で、道路と施設が接続する部分のバリアフリー化を考えることが前提になる。届出によって道路と施設が接する部分について連続したバリアフリー化がされているかどうかを行政で見させていただくという目的になる。工事をするときに通れなくなる人がいるという前提のものではない。

**(質) 委員**

3 段目の「その届出に係る行為に関して旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる」というのは具体的にはどういうことを示しているのか。

お願いできるが、強制力はないのか。

**(答) 事務局**

内容を見させていただいて、例えば道路と施設の間に段差があったらその段差はなくすようにやり方を変えてくださいといったことをお願いしていく。

「実施を要請することができる」という条文になっているので、強制力はないが、お願いをしていくという形になる。

**(質) 会長**

今の説明で、強制力はなく、お願いにとどまってしまうと解釈した。これを満たさなければ例えば工事を許可しないとといったものではないということなのか。

お願いするときに、例えば段差が何センチメートルといった具体的な指導基準は市の中で設定されているのか。

**(答) 事務局**

7 ページで「実施を要請することができる。当該要請に応じないときは、大臣に通知することができる」となっている。内容によっては大臣に通知して、大臣から「正当な理由がなく同項の措置の実施をしていないと認められるときは勧告することができる」となっているので、市町村から大臣に話を上げた場合にはそこまでの効力は出てくると思う。

基本的には三重県のユニバーサルデザイン条例に基づく基準を参考にしていく。

**(意) 委員**

今までありがちだったバリアを回避できる方法で素晴らしい。

現在、届出としては行政と旅客施設のような形しかないのだろうか。今後すぐには無理だと思うが、強い指導ができるのであれば、民間との間の届出制度もできるとバリアフリー化

はもっと全体的に進んでくる。いろいろなところで工事が勝手に行われてバリアができてしまっているという光景をよく見かける。小さな店は仕方がないかもしれないが、大きな施設、何平方メートル以上の建物はそうしてほしいというものが広まってくるとよい。

#### **(意) 会長**

交通業者との関係、しっかりと工事をしていくということである。

今日は近鉄さんが来られているが、交通事業者への届出制度についてご意見があれば一言お願いしたい。

#### **(意) 委員**

当然なことであり、できる限りのことは当社としても協力していくという考えである。今までも施設整備を勝手にしていたわけではない。行政と協力を密にしながらやってきた。引き続き協力していく。

#### **(意) 会長**

届出等について、皆様のご承認をいただいたということで、よろしいだろうか。

〈異議なし〉

#### **【内容】**

○バリアフリーに関する取り組みのヒアリング及び今後のスケジュールについて

##### **説明**

#### **◆事務局**

#### **【3】バリアフリーに関する取り組みのヒアリングシート**

バリアフリーに関するソフト面での取り組みについて調査するため、昨年度とは別の団体にヒアリングを行いたいと考えている。ヒアリング先としては、社会福祉協議会様に既にヒアリングシートをお送りさせていただいている。他にもヒアリングすべき団体があれば、この場でご教示いただきたい。

ヒアリングシートの内容は、団体として取り組んでいるバリアフリーに関する取り組みについて、過去5年程度及び現在の取り組み内容と、今後の取り組み予定について尋ねる内容となっている。

#### **【4】今後のスケジュールについて**

今回の協議会では、「移動等円滑化促進地区の設定」「移動等円滑化促進に関する事項」「行為の届出等に関する事項のたたき台」について示した。

次回8月27日に開催予定の第5回協議会では、今回の内容に対するご意見への対応方針や、「行為の届出等に関する事項」「情報収集、整理及び提供に関する事項」「その他、移動等円滑化促進のために必要な事項（心のバリアフリーの推進など）」「実現方針・スケ

ジュール」についてご議論をいただく予定である。

10月中旬に予定している第6回協議会で、バリアフリーマスタープランの本編の案についてまとめていただくと共に、パブリックコメントの実施について事前説明をさせていただく。パブリックコメントは11月末から12月末の1ヵ月間実施し、その後、令和3年1月下旬に予定している第7回協議会にてパブリックコメントの結果報告をさせていただき、協議会として案を確定していただき、バリアフリーマスタープランを3月に策定・公表する予定である。

## 意見・質問

### (質) 会長

ヒアリングは、前回はどこに聞かれたかご説明いただきたい。

### (答) 事務局

関係事業者として、近鉄様、JR様、三重交通様、三重県タクシー協会伊勢志摩支部様、市民団体等として、伊勢、小俣、二見の身体障害者協会様、視覚障害者福祉会様、聴覚障害者福祉協会様、障がいを持つお子様をお持ちの保護者の会の2団体様、伊勢市老人クラブ連合会様、伊勢志摩バリアフリーツアーセンター様にそれぞれヒアリングを実施させていただいた。

今回、社会福祉協議会様に改めてヒアリングをさせていただく。

### (意) 委員

私どものボランティアセンターでは福祉教育等ということで、福祉理解や障がい者理解、高齢者理解について、要望をいただいた学校には行かせていただいている。ボランティア、市民目線の部分での活動内容をヒアリングシートに記載をさせていただこうと用意をさせていただいている。

バリアフリー法の改正やオリンピックのこともあり、内閣府から「心のバリアフリー」という内容が出ている。広く市民、もしくは観光客、各委員が属されているところを踏まえて、ソフト面の部分で意識のさらなるステップアップが、国土交通省、内閣府、文科省からもいろいろ出ていることを今回とりまとめさせていただくにあたって確認をさせていただいている。ヒアリングシートを提出させていただく中で、他にもそういったものがあれば検討いただきたい。よろしく願います。

### (意) 委員

せっかくなので、旅館やホテルなど、このエリアの民間の方に聞いていただきたい。どういところを基準に聞きに行こうと思っているのか方針をお伺いしたい。前はどちらかという委員の皆さんのところを中心に行かれていた。それ以外のところに今回は着手するのか。

### **(答) 事務局**

マスタープランに位置付けていく取り組みと考えている。前提としては法人や一定の団体になる。個人事業主へのヒアリングは今のところ事務局としては想定していない。

### **(意) 委員**

民間の法人でもよいということか。なかなか聞きづらいところはあるかもしれないが、伊勢市内か二見町内の地域、数箇所でもいいので、民間として意識がどのようにあるのか。ヒアリングでは公共的なところの意識は高めに回答していただけたと思うが、民間はバリアフリーにどれだけ取り組んでいるか。そういう温度差もわかってくるかもしれない。よろしければご紹介する。ホテルや旅館、銀行でもいいのではないか。

### **(答) 事務局**

旅館組合などの団体があるのでヒアリングについて検討したい。個人の事業主は事例として紹介させていただくことはできると思うが、心のバリアフリーという位置付けで記載していくのは団体としての取り組みという形で考えていきたい。

### **(意) 委員**

旅館組合などの団体にはヒアリングを行うということで良かったか。金融機関についてはどのように考えているのか。

### **(答) 事務局**

銀行についても、もし取り組みがあるようであれば事例紹介という形で記載していく。

### **(意) 会長**

ぜひ広い範囲でのヒアリングをお願いしたい。

ヒアリング先は、旅館業組合、あるいは事例として銀行なども追加としてできればという意見をいただいた。社会福祉協議会さんが次の新たなヒアリングの中心になると思うが、それ以外のところの追加ヒアリングという形で、なるべく広範囲な形でのヒアリングを事務局にお願いしておきたい。

11 ページの今後のスケジュールについて、8月27日に次の協議会がある。その次はマスタープランのパブリックコメントの説明をして、その結果報告を受けて、最終的な案をまとめていきたいというスケジュールをお示しいただいた。これについて何かご質問はあるか。ヒアリングについても皆さんにご確認いただいた。修正事項、追加事項はあるが、今後このように事務局で進めていきたい。

**<閉会>**